

(様式2)

第4次京丹後市交通安全計画の概要

■ 計画期間 平成28年度～32年度（5ヵ年）

■ 策定の経過

国の交通安全対策基本法第26条第1項により、市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとしている。

京丹後市では、平成23年度から平成27年度までの5年間の第3次交通安全計画を策定し、様々な交通安全対策を講じてきた。

今回、京都府交通安全対策会議が策定した「第10次京都府交通安全計画」に基づき、平成27年3月に京丹後市が策定した「第2次京丹後市総合計画」の実現のための長期ビジョンである「災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります」を目指し、安全で円滑かつ快適な交通社会を実現するため、平成28年度から32年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、交通安全対策会議で「第4次京丹後市交通安全計画」を定め、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策方針を策定する。

■ 第4次京丹後市交通安全計画について

第10次京都府交通安全計画を基本に第3次交通安全計画との整合性・総括を踏まえ、第4次の計画を策定するに当たり、歩行者、中でも高齢者や子ども、障害者等に対して配慮や思いやりの気持ちを持つ「人優先」の交通安全思想を計画の基本としている。

計画の特徴は以下のとおり。

○計画の構成

第1章 道路交通の安全

第2章 鉄道交通の安全

第3章 踏切道における交通の安全

○前計画と比較した本計画の特徴（主なもの）

1. 京都府の計画変更を背景とするもの

①「人」の視点に立った交通弱者に配慮した交通安全対策の推進（視点と施策の再編整理）

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (1) 少子高齢化社会への対応 | (2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 |
| (3) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備 | (4) 交通安全教育の推進 |
| (5) 効果的な指導取締りの強化 | (6) 救助・救急体制の充実 |
| (7) 被害者対策の充実 | (8) 交通事故調査・分析の充実 |
| (9) 住民参加型の交通安全活動の推進 | (10) 歩行者の安全確保 |
| (11) 市民自らの意識改革 | |



- | |
|------------------------|
| (1) 高齢者、子どもの安全確保 |
| (2) 歩行者及び自転車の安全確保 |
| (3) 生活道路及び幹線道路における安全確保 |

②自転車の安全利用の推進

「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づく安全な自転車利用についての意識高揚を推進する。

③救助・救急活動の充実

関西広域連合で運航実施しているドクターヘリの運用を推進する。

2. 本市特有の事情を背景とするもの

①「京丹後市・交通安全の日」（仮称）の設置

交通安全意識づくりと交通環境の整備の推進を効果的に実施し、かつ実効性を持たせるために、市民自らが交通安全の大切さを再認識する「京丹後市・交通安全の日（仮称）」を定めることとする。